

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	ズベキスタン・ユースシアター 音響機材整備計画のための贈 与に関する日本国政府とウズベ キスタン共和国政府との間の交 換公文	ウズベキスタン・ユースシアター音響機材整備計画 を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	49,300千円 H20.3.31まで	H20.2.1 タシケン トで (同日)	日本側 平岡邁在ウズベキ スタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・ソビロヴァイ副首相	H20.2.22 119号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。